



令和7年12月23日

午後3時

## J R大船渡線開業100周年記念のシンボルマークを制作しました

市は、地域公共交通ネットワークの維持に向け、J R大船渡線の沿線自治体（一関市、陸前高田市、大船渡市、宮城県気仙沼市）と連携しながらさまざまな取り組みを進めています。

その取り組みのひとつとして、本年7月のJ R大船渡線（一ノ関駅～摺沢駅間）開業100周年を記念し、J R大船渡線をイメージしたシンボルマークを制作しました。

シンボルマークは、J R大船渡線沿線の魅力や祭り、イベントなどの観光情報発信のほか、地域間交流などの機会に使用し、マイレール意識の醸成や鉄道の利用促進に繋がります。

## 1 シンボルマーク（3種類）

## シンボルマーク①

（基本バージョン）



## シンボルマーク②

（100周年記念バージョン）



## シンボルマーク③

（ゆるキャラ）



2 制作者 駒形 あい 氏（デザイナー、出版社 ONE STROKE 代表、東京都在住）

3 使用方法 別紙ガイドラインのとおり

## 問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

○まちづくり推進部まちづくり推進課公共交通係 岩下

電話：(0191)21-8671（ダイヤル）FAX：(0191)23-4850

メールアドレス：machi@city.ichinoseki.iwate.jp

○商工労働部観光物産課観光係 鈴木

電話：(0191)21-8413（ダイヤル）FAX：(0191)31-3037

メールアドレス：kanko@city.ichinoseki.iwate.jp

## J R大船渡線開業 100 周年記念シンボルマーク使用ガイドライン

令和 7 年 7 月の J R 大船渡線開業（一ノ関駅～摺沢駅間）100 周年を記念し、J R 大船渡線をイメージしたシンボルマークを制作しました。

シンボルマークは、J R 大船渡線沿線の魅力、祭り、イベント等の観光情報発信のほか、地域間交流等の機会に使用し、マイレール意識の醸成や鉄道の利用促進に繋がります。

多くの方々にシンボルマークをご使用いただくために本ガイドラインを定めましたので、趣旨をご理解の上、ご活用をお願いします。

### 1 シンボルマークの概要

シンボルマークには、「人や地域をつなぐ「絆」、途切れなく続く「循環」といったコンセプトが込められており、J R 大船渡線の愛称であるドラゴンレールにちなんだ「龍」が沿線の自治体をつないでいるデザインであり、カラーは 100 周年のお祝いを表現するため、赤と金を採用しています。

シンボルマークは 3 種類のバリエーションがあり、シンボルマーク②及び③は「100 周年」を表現しています。

シンボルマーク①  
(基本バージョン)



シンボルマーク②  
(100 周年記念バージョン)



シンボルマーク③  
(ゆるキャラ)



### 2 権利の帰属

シンボルマークに係る一切の権利は、一関市に帰属します。

### 3 使用目的

シンボルマークは、J R 大船渡線沿線の魅力、祭り、イベント等の観光情報発信のほか、地域間交流等の機会に使用できます。

なお、サービスの提供に金銭的対価を伴う活動（以下「営利」という。）として使用する場合、J R 大船渡線の利用促進に資するものである場合に限り使用できますが、J R 大船渡線と無関係な商品・サービスには使用できません。

### 4 使用申請・許可

シンボルマークを使用する場合は、あらかじめ本ガイドラインに基づく使用申請書（様式第 1 号）に使用デザイン案を添付して、一関市まちづくり推進部まちづくり推進課に提出してください。

なお、当市が許可した後、本シンボルマークのほかに、J R 大船渡線や駅舎の写真・イラストなど、J R 東日本の有形無形資産を利用したデザインを使用するポスターやチラシ・のぼり旗等の売上を伴わないもの、またはバッジ・キーホルダー等の商品の企画・製造（販売）され

る場合、別途 J R 東日本に係るプロパティライセンスの許諾申請手続きが必要になります。このような申請手続きが必要な場合、許諾承認された場合に限り、シンボルマークを使用することができます。

※ J R 東日本のプロパティを使用することによるライセンスに係る許諾申請については、株式会社ジェイアール東日本企画が窓口になります。

## 5 使用許可期間

シンボルマークの使用許可期間は、原則 1 年以内とし、変更等申出がない場合は自動更新とします。

## 6 使用料

シンボルマークの使用料は無料です。

ただし、J R 東日本のプロパティライセンスに関わるものには、基本許諾料が発生します。

## 7 使用の制限

次に該当する場合はシンボルマークを使用することができません。

- (1) 当市の信用や品位を損なうおそれがあるとき
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (3) 市が行う事業又は支援等を行う事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき
- (4) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがあるとき
- (5) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがあるとき
- (6) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれがあるとき
- (7) 特定の個人や事業者、団体を当市が支援または公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき
- (8) その他、当市が使用目的として適切でないと判断するとき

## 8 使用上の遵守事項

- (1) シンボルマークは別添のデザインマニュアルにより使用することとし、デザイン（形状・向き・比率等含む）を変更して使用することは認めません。ただし、当市が特に認める場合は、その限りではない。
- (2) シンボルマークの使用により生じた問題等について、当市は一切関与しません。
- (3) シンボルマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任ですみやかに対処してください。
- (4) 本ガイドラインに反した使用事案を発見した場合、当市は使用者に対して改善又は使用の中止を求める場合があります。これにより生じた損害について、当市は一切の責任を負いません。

## 9 問い合わせ先

一関市まちづくり推進部まちづくり推進課

電話:0191-21-8671

FAX : 0191-23-4850

Eメール : machi@city.ichinoseki.iwate.jp

様式第1号

J R 大船渡線開業 100 周年記念シンボルマーク使用申請書

年 月 日

一 関 市 長 あて

申請者 住 所 (〒 - )

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、事業所等の所在地)

団体名 \_\_\_\_\_

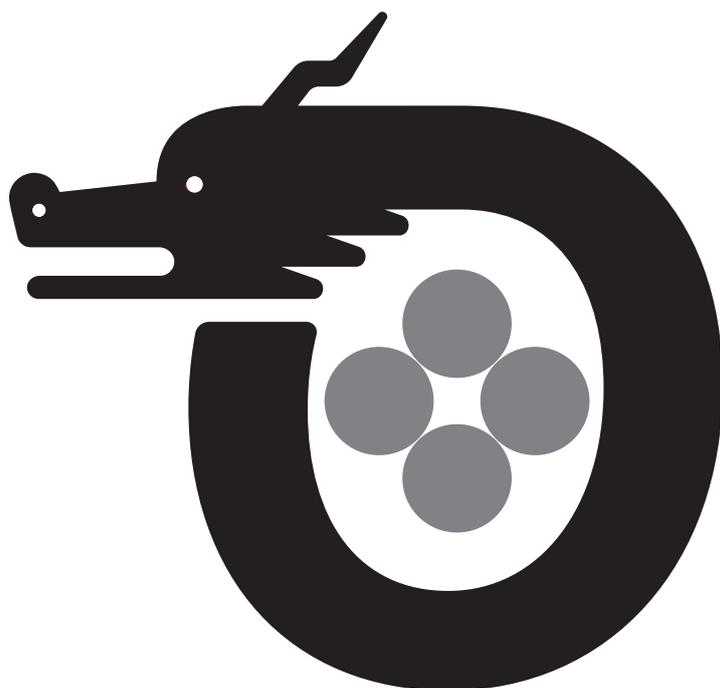
役職・氏名 \_\_\_\_\_

J R 大船渡線開業 100 周年記念シンボルマークを使用したいので、下記のとおり申請します。  
記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日
使用を希望するシンボルマーク	<input type="checkbox"/> シンボルマーク① <input type="checkbox"/> シンボルマーク② <input type="checkbox"/> シンボルマーク③
添付資料	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> 収支見込書類 <input type="checkbox"/> 参考資料（見本、会社概要等）
連絡先	担当者職氏名： 電話番号： メールアドレス：

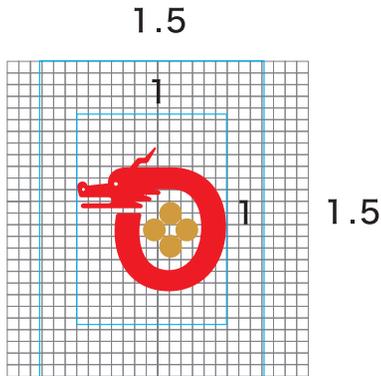
※以下、営利使用の場合のみ記載すること

商品等の名称	
商品等の区分	<input type="checkbox"/> グッズ <input type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> ポスター・チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）
商品等の価格	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料（税込 円）
製造予定数	
販売・配布場所	



## アイソレーション・スペース

印刷物などには、アウトライン化されたデータを使用しますが、写真的処理ができない場合は下の作図法に従って、正確に再現してください。なおシンボルやロゴを他の意匠と併用する場合には、下に示す通りに最小限のアイソレーション（隔離）スペースを確保します。



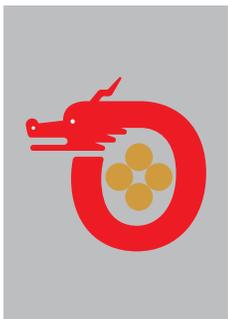
## 使用サイズ

文字組と合わせて使用する場合、可読性を考慮し最小サイズを下記の通りとします。ただし、印刷方法によっては下記の最小サイズにかかわらず、可読性を重視してください。

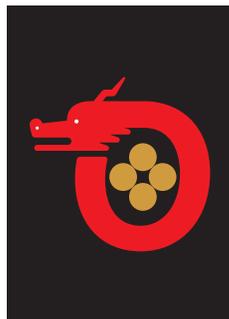


## 禁則事項

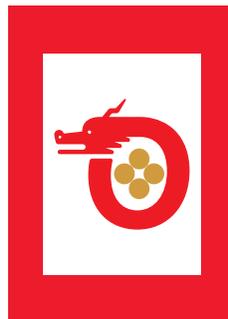
下記の例のように、視認性を著しく損なう背景については、アイソレーションスペースを確保し、縁取り、色の変更などシンボルの改変を禁止します。



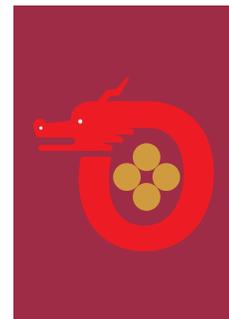
○



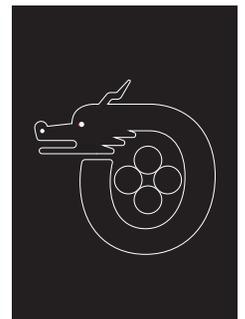
○



○



×



×

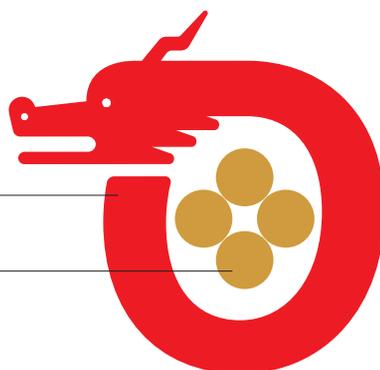
## シンボル・カラー

オフィシャル・シンボルのカラーは原則として、下記に示されたプロセスカラー、特色指定の場合はPANTONE に準じ、単色の場合は示された%に従います。

M 100% Y100%  
PANTONE: 485U

C 20% M 40% Y90%  
PANTONE: 110U

箔押しが可能な場合：金



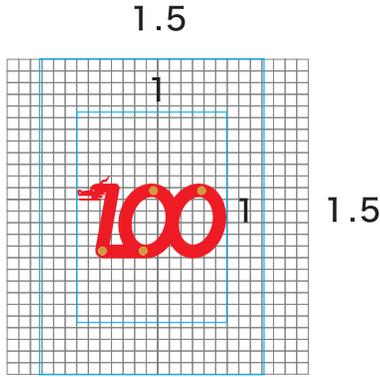
K 100%  
K 60%





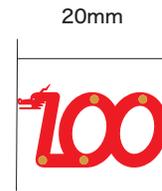
## アイソレーション・スペース

印刷物などには、アウトライン化されたデータを使用しますが、写真的処理ができない場合は下の作図法に従って、正確に再現してください。なおシンボルやロゴを他の意匠と併用する場合には、下に示す通りに最小限のアイソレーション（隔離）スペースを確保します。



## 使用サイズ

文字組と合わせて使用する場合、可読性を考慮し最小サイズを下記の通りとします。ただし、印刷方法によっては下記の最小サイズにかかわらず、可読性を重視してください。

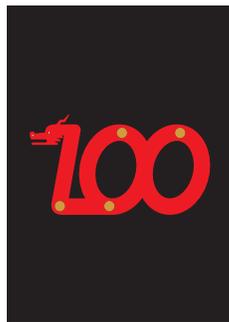


## 禁則事項

下記の例のように、視認性を著しく損なう背景については、アイソレーションスペースを確保し、縁取り、色の変更などシンボルの改変を禁止します。



○



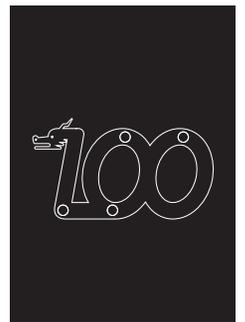
○



○



×



×

## シンボル・カラー

オフィシャル・シンボルのカラーは原則として、下記に示されたプロセスカラー、特色指定の場合はPANTONE に準じ、単色の場合は示された%に従います。

M 100% Y100%  
PANTONE: 485U

C 20% M 40% Y90%  
PANTONE: 110U

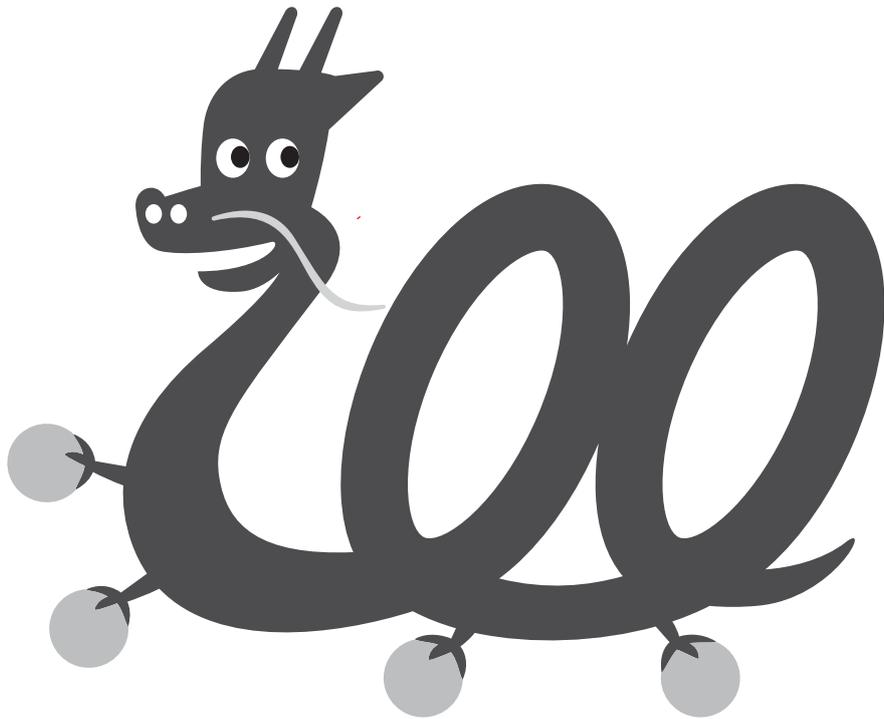
箔押しが可能な場合：金



K 100%

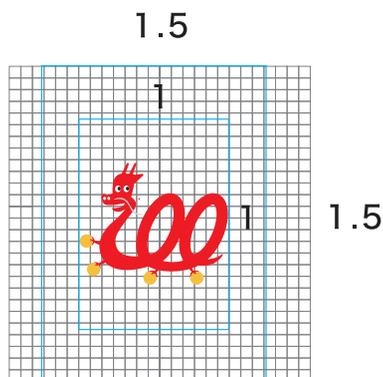
K 40%





## アイソレーション・スペース

印刷物などには、アウトライン化されたデータを使用しますが、写真的処理ができない場合は下の作図法に従って、正確に再現してください。なおシンボルやロゴを他の意匠と併用する場合には、下に示す通りに最小限のアイソレーション（隔離）スペースを確保します。



## 使用サイズ

文字組と合わせて使用する場合、可読性を考慮し最小サイズを下記の通りとします。ただし、印刷方法によっては下記の最小サイズにかかわらず、可読性を重視してください。



## 禁則事項

下記の例のように、視認性を著しく損なう背景については、アイソレーションスペースを確保し、縁取り、色の変更などシンボルの改変を禁止します。



○



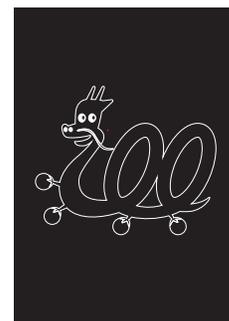
○



○



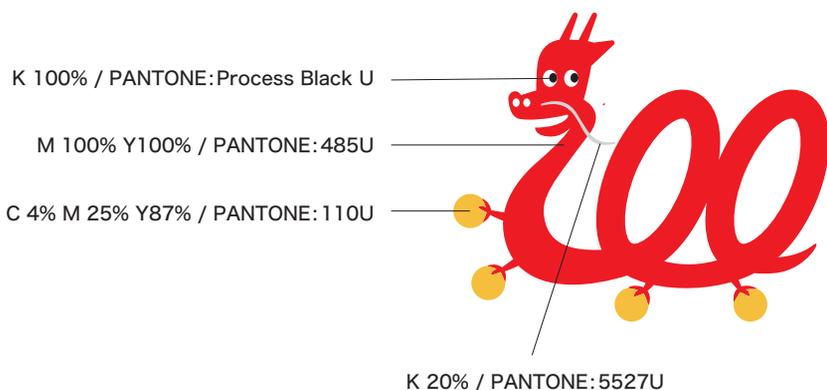
×



×

## シンボル・カラー

オフィシャル・シンボルのカラーは原則として、下記に示されたプロセスカラー、特色指定の場合はPANTONEに準じ、単色の場合は示された%に従います。



PANTONE:485U

